

承認第 3 号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和 8 年 6 月 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和8年総務省令第44号）が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、かすみがうら市国民健康保険税条例等の一部を改正する必要があるため。

かすみがうら市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

かすみがうら市長

令和 8 年かすみがうら市条例第 1 9 号

かすみがうら市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(かすみがうら市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市国民健康保険税条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 3 項第 1 号中「第 2 4 条の 3 0 の 5」を「第 2 4 条の 3 0 の 6」に改める。

附則第 6 項、第 7 項、第 9 項から第 1 6 項までの規定中「第 1 1 条」の次に「、第 1 3 条」を加える。

(かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 8 年かすみがうら市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書を改め、同条に次の 1 項を加える改正規定を次のように改める。

第 2 条第 2 項ただし書中「が 6 6 万円」を「が 6 7 万円」に、「、6 6 万円」を「、6 7 万円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第13条の次に次の2条を加える改正規定のうち第13条の3見出し中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改める。

第27条第1項各号列記以外の部分を改め同項第1号に次のように加える改正規定のうち第27条第1項各号列記以外の部分中「「が市長が別に定める額」に、「、66万円」を「その額」」を「「が67万円」に、「、66万円」を「、67万円」」に、「市長が別に定める額を超える場合には、その額」を「3万円を超える場合には、3万円」に、同項第1号オ中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改める。

第27条第1項第2号を改め同号に次のように加える改正規定のうち第27条第1項第2号中「市長が別に定める額」を「31万円」に、同号オ中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改める。

第27条第1項第3号を改め同号に次のように加える改正規定のうち第27条第1項第3号中「市長が別に定める額」を「57万円」に、同号オ中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改める。

第27条に次の1項を加える改正規定を次のように改める。

第27条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）

がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は令和8年4月1日から施行する。